

入院時食事療養費（Ⅰ）

当院では、入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食は午後6時以降）適温で配膳しております。

入院時の食事療養の標準負担額（患者様負担分）

所得区分		令和7年4月1日から
69歳まで	70歳以上	
区分ア	現役並みⅢ	1食につき510円
区分イ	現役並みⅡ	
区分ウ	現役並みⅠ	
区分エ	一般	
区分オ	低所得Ⅱ	1食につき240円
（長期該当）	（長期該当）	1食につき190円
	低所得Ⅰ	1食につき110円
指定難病患者		1食につき300円

入院時生活療養費（Ⅰ）

当院は、入院時生活療法費（Ⅰ）の届出を行っており、内科療養病棟にご入院の65歳以上の方は、居住費が請求対象となります。

居住費	1日につき370円
-----	-----------

64歳以下及び指定難病を除く

特定医療法人社団相和会 中村病院
院長